

第5章 地域全体で子育てを支えるまちづくり

地域全体で子育てを支えていくために必要なこととして、次の5点を掲げました。

1. 地域の子育てネットワークが構築されている
2. 地域に住んでいるいろいろな人との交流ができる
3. 子育てと仕事の両立ができる社会環境が整備されている
4. 子ども連れでも外出しやすいまちづくりが行われている
5. 子どもの安全に配慮された地域社会が形成されている

1. 地域の子育てネットワークを構築するために

(1) 現状と課題

近年、個人や世代間の価値観の多様化を背景に、地域でのコミュニケーションが不足していますが、親子に直接ふれる機会の多い地域の人々の温かな一言や支援が親を勇気づけ、子育てを楽にしていきます。子どもを取り巻く地域と家庭との連携を図り、地域全体で子育てを支えるまちづくりを推進する必要があります。

そのためには、地域における情報の共有化を図り、地域で活動する民生委員・児童委員、主任児童委員等が中心となって、子育て家庭に関わりをもち、それぞれのニーズにあった支援を行うことが重要です。

(2) 行政の今後の取組

1. 地域情報提供体制の整備・充実

子育て学習センターを子育てに係る情報提供の拠点とし、各保育所をはじめ各幼稚園、児童館などと連携を取りながら、子育てに係る情報提供の体制整備・充実を図ります。

2. 子育てボランティアの育成・組織づくりと活動の推進

地域で子育てを支える担い手となる子育てボランティアを育成するとともに、その組織づくりと活動を推進します。

3．地域子育てネットワーク事業の充実

地域の大人たちによる子どもたちへの声かけや見守りを行う「ひょうごハート・ブリッジ運動」の担い手となる「ひょうごハート・ブリッジ・メンバーズ」への登録を広く町民に呼びかけるとともに、地域の女性団体、自治会、PTA等が中心となって、その運動を支援し、そのなかで虐待や問題行動等のSOSのサインを見逃さずにキャッチし、関係機関等に連絡を行う「地域子育てネットワーク事業」の充実を図ります。

4．民生委員・児童委員、主任児童委員による相談・支援の充実

各地域に根ざした身近な相談窓口として、民生委員・児童委員、主任児童委員による子育て家庭に対する相談・支援の充実を図ります。

5．子育ての仲間づくりの促進（再掲）

乳幼児健康診査などの機会を利用して、「コロボックルの会」をはじめとする育児グループの存在と入会のPRを強化し、魅力あるグループ・サークルづくりを支援することによって、子育ての仲間づくりを促進します。

また、町の各種相談事業等が、子育ての仲間づくりにつながるよう、その実施方法の改善を図ります。

6．家庭と地域の教育力向上のための学習活動推進（再掲）

子どもをもつ保護者をはじめ、地域の人たちを対象に「家庭教育学級」など、家庭と地域の教育力向上のための学習活動を推進します。

（3）家庭や地域でできること（行動目標）

【家庭でできること】

- 地域でのあいさつをしましょう。
- 子育てボランティアに参加しましょう。
- 「ひょうごハート・ブリッジ・メンバーズ」に登録しましょう。

【地域でできること】

- 地域の子どもは地域で大切に育てましょう。
- 回覧板等を利用して地域での子育ての情報交換を行いましょ。
- 子育て中の親が集い、憩える場をつくりましょ。
- 地域の子育てグループを支援しましょ。
- 地域の子育てボランティアグループをつくりましょ。
- 育児経験者は育児相談にのってあげましょ。
- 地域での声かけをしましょ。

(4) 評価指標と目標値

評価指標	現状値	目標値
		平成21年度
地域の人から声をかけられることがある保護者の割合 (就学前児童の保護者) (小学校児童の保護者)	87.3% 90.0%	95 % 95 %
周囲の人(近隣、友人等)に支えてもらって子育てをしているという実感がある保護者の割合 (就学前児童の保護者) (小学校児童の保護者)	72.6% 72.4%	80 % 80 %
ひょうごハート・ブリッジ・メンバーズ登録者数	1,044人	増やす
子育て支援ボランティア登録延べ人数	103人	増やす
子育てサークル等に参加している就学前児童の保護者の割合(再掲)	20.0%	40 %

2. 地域のいろいろな人との交流を促進するために

(1) 現状と課題

地域全体で子育てを支える活動は、町民自らが地域の課題を解決して住みよい地域環境を創造しようとするコミュニティ活動の一つに位置づけられます。そこでは、住民同士の交流とふれあいが不可欠の要素であり、支えられる子どもとその家族が、支える側である地域住民と日頃から交流をもっておくことが必要です。

地域の伝統や人のつながりが希薄になっている現在、かつてのような交流はなかなか難しい状況にあります。自ら地域への愛着を高めるとともに、日々のあいさつや子ども会活動、祭りなど地域行事への親子での参加等を通じ、様々な年齢間の交流の中で、地域の人々から「地域の子ども」として認識してもらうことが重要です。

また、これら地域の様々な人々との交流は、子どもの社会性を養う上でも極めて有益です。

(2) 行政の今後の取組

1. 地域の交流ができる場所の拡充

幼稚園、学校をはじめとする公共施設をできるだけ子育て中の親子に開放するよう努めるとともに、地域の集会所等についても、自治会等への理解を求めながら、子どもと親の利用を促進します。

2. 地域への愛着を高める活動の促進（再掲）

「稲美町ふれあい交流館」や「いなみ野水辺の里公園」等で行っている、地域の自然環境や伝統文化にふれることのできる行事や事業の充実に努めます。

3. 民生委員・児童委員、主任児童委員との交流支援

地域で子育て支援を行っている民生委員・児童委員、主任児童委員と日頃から交流が図れるよう支援します。

4. 子ども会の活動支援

地域の人々との交流にもつながる、子ども会の活動を支援します。

(3) 家庭や地域でできること(行動目標)

【家庭でできること】

- 地域の行事に参加しましょう。
- 子育て経験者の知恵と力を借りましょう。
- 子ども会行事に参加・協力しましょう。
- 子育てサークルや子ども会に入会しましょう。

【地域でできること】

- 地域の行事を復活させましょう。
- 子育て経験者の知恵と力を提供しましょう。
- 地域の集会所・広場を活用しましょう。
- 子ども服の交換などの交流の場をつくりましょう。
- 子どもが高齢者や障害者と地域で交流できる場をつくりましょう。
- 中学・高校生をはじめ若い世代にも魅力のある地域行事を工夫しましょう。
- 地域行事等の企画にあたっては、子どもの意見も取り入れましょう。

(4) 評価指標と目標値

評価指標	現状値	目標値
		平成21年度
地域の行事に参加している子育て家庭の割合	-	増やす

3. 子育てと仕事の両立ができる社会環境を整備するために

(1) 現状と課題

近年、女性の社会進出が進み、夫婦共働きが一般的になっていますが、子どもをもつ親が仕事と子育てを両立させるためには、多様な保育サービスや充実した放課後児童対策により利用者が安心して働くことのできる環境と、家族及び職場の理解と協力が不可欠です。

しかし、職場優先の企業風土が根強い我が国では、育児休業等を取得しやすい環境にない事業所がまだまだ多く、本町においても保護者の育児休業取得率は低調です。事業所への啓発を行い、従業員がそれらの制度を適切に利用できるよう普及に努めなければなりません。また、有給休暇の取得推進、労働時間の短縮、子どものいる従業員に対する職場の理解と協力の促進等、子育てをしやすい職場環境が実現するよう支援していく必要があります。

(2) 行政の今後の取組

1. 保育ニーズに応じた保育サービスの充実

地域の保育ニーズを毎年度把握し、保育サービスの充実と柔軟な対応を図り、認可保育所全園での延長保育実施を目指します。

2. 学童保育所の設置拡充

地域における学童保育所設置の要望を考慮し、目標年度までに1か所の増設を図り、全小学校区での実施を目指します。

3. 育児休業制度活用促進の啓発

育児休業の取得率を高めるため、企業への育児・介護雇用安定助成金等のPRによって、育児休業制度及び休業中の手当での支給などの促進を図ります。

また、母親のみならず父親に対しても育児休業給付等、育児休業制度について周知徹底を図り、気兼ねなく育児休業を取得できる労働環境づくりの推進に努めます。

4．子育てしやすい職場環境づくりの啓発

事業主だけでなく、職場の従業員にも子育て支援の重要性についての意識啓発を行い、女性労働者の妊娠中や出産後の健康管理、両親が育児休業をとりやすい雰囲気醸成、育児休業後の円滑な職場復帰の促進、労働時間の短縮等、仕事と育児が両立しうる雇用環境づくりに対する理解・協力を求めています。

5．出産・育児後の再就職に関する情報提供の充実

出産・育児後の再就職を支援するため、女性の就職に関する講座や研修会等の情報提供を行います。

6．男性の育児への積極的参加の促進（再掲）

妊娠期からの父親の育児参加のための啓発資料を配布するとともに、男性を含めた育児セミナーなどにより、男性の育児への積極的参加を促進します。

（3）家庭や地域、企業でできること（行動目標）

【家庭でできること】

- フレックスタイムを活用しましょう。
- 男女ともに育児休業を活用しましょう。
- 家族間で協力し、家事の分担をしましょう。（再掲）
- 支援してもらえ人がいたら遠慮せずにお願ひしましょう。

【地域でできること】

- 子育てしながら働く人を温かく見守りましょう。
- 子育てしながら働く人が参加できる地域行事を実施しましょう。

【企業でできること】

- 子育ての大切さを理解し、労働時間を短縮したり、休暇のとりやすい職場環境をつくりましょう。（再掲）

(4) 評価指標と目標値

評 価 指 標	現状値	目標値
		平成21年度
延長保育の実施施設数	3 か所	4 か所
学童保育所の設置数	4 か所	5 か所
育児休業取得率	1.1%	増やす
(就学前児童の父親)	24.4%	増やす
(就学前児童の母親)		

4．子ども連れでも外出しやすいまちにするために

(1) 現状と課題

不特定多数の人が利用する公共的な施設の中にも、授乳やおむつ替えを行う場所がないため、乳幼児連れでの利用が困難なものが少なくありません。また、道路等でも歩道がきちんと整備されていないなど、子ども連れで歩くのに危険な箇所がたくさんあります。

そこで、このような状況を解消し、子育て中の家族が小さな子ども連れでも気兼ねなく外出し、社会参加できるように、道路や施設の改善整備を図ることが必要となります。

(2) 行政の今後の取組

1．公共施設における多目的トイレ、授乳コーナーの設置

公共施設においては、子ども連れの利用者に配慮したおむつ替えスペースが整備された多目的トイレや授乳コーナーの設置を進めます。

2．子どもや妊婦等が歩行しやすい道路環境の整備

子どもや妊婦、ベビーカー利用の子ども連れが安心して外出できるように、幅の広い歩道の整備や段差の解消等、安全で快適な歩行空間の確保を促進します。

3．子育て中でも利用しやすい商業施設整備に向けた啓発

子育て中の家庭が子ども連れでショッピングや食事を楽しめるよう、ベビーカーでも余裕をもって移動できる幅の広い通路、おむつ替えや授乳のためのスペース、託児コーナー、禁煙コーナー等が整備された商業施設の普及に向けた啓発を行います。

(3) 地域でできること(行動目標)

【地域でできること】

- 不特定多数の人が利用する施設には授乳やおむつ替えができる場所を設置しましょう。
- 店内はベビーカーの通りやすい通路を確保しましょう。
- 子どもや妊婦の集まる場所は禁煙にしましょう。
- 公共の乗り物では、妊婦や子連れのお母さんに座席を譲りましょう。
- 子どもが利用する公園や集会所をボランティアで掃除しましょう。
- 託児コーナーの設置等、子育て中の親子にも利用しやすい店づくりに努めましょう。
- 子ども連れの人が外出しやすいよう、歩道に看板や陳列台などを出さないようにしましょう。

(4) 評価指標と目標値

評価指標	現状値	目標値
		平成21年度
おむつ交換所が設置されている町の施設数(全20施設)	4か所	増やす
子ども連れに配慮された施設が増えてきたと感じている保護者の割合	-	増やす

5 . 子どもの安全に配慮された地域社会を形成するために

(1) 現状と課題

近年、近所の公園・道路（通学路）・空き地等を舞台として、生活の場で子どもが事故や犯罪に巻き込まれる事例が相次いで報告され、子どもたちが戸外で安心して安全に遊べる環境が損なわれつつあります。

このような中、「子ども110番」の設置や防犯ブザーの携行、PTAによる防犯・交通安全パトロールなど、様々な安全対策が工夫されていますが、子どもの安全を守るためには、何より地域の大人たち一人ひとりが、「地域の子どもたちは地域の大人たちで守る」という強い共通認識をもって、学校・警察・各種団体等との連携を強化しつつ、常に子どもの安全を気にかけて、地域で継続的に見守っていくことが重要です。

また、最近では、コンビニエンスストアをはじめ、カラオケボックス、ゲームセンターなど、24時間営業している場所が増えたこともあって、深夜（午後11時以降）に外出する中学・高校生が増えています。子どもの安全確保だけでなく、健全育成という見地からも子どもの深夜外出を許さないという厳しい姿勢で臨むことが必要です。

(2) 行政の今後の取組

1 . 子どもが安全にのびのびと遊べる公園等の整備

地域の子どもや利用者の要望等を聴きながら、安全で身近に利用できる公園や子どもがのびのび遊べる芝生広場等の整備を推進します。

2 . 安全な通学路の確保

通学路の整備や防犯灯の設置を推進し、安全な通学路の確保に努めるとともに、PTA等による通学指導の充実を図ります。

また、子ども110番の家の周知と定期的な見直しを図ります。

3 . 地域ぐるみによる防犯活動の推進

子どもをねらった犯罪を未然に防ぐため、子ども110番の設置拡充など、通園・通学路や公園・広場等の地域環境の中で犯罪の発生しない環境整備を推進します。

また、不審者に対する対応指導や地域における防犯意識の高揚に資するため啓発活動を推進します。

(3) 家庭や地域でできること(行動目標)

【家庭でできること】

- 子どもの外遊びにはできるだけ付き添いましょう。
- 子どもの日没後や深夜にわたる無断外出には厳しく注意しましょう。
- 子ども110番の家や場所を親子で確認しておきましょう。

【地域でできること】

- 緊急連絡網をつくりましょう。
- 子どもの登下校の時間にあわせて通学路を散歩するなど、子どもたちに対する見守りを通して、通学路の安全確保に協力しましょう。
- 遊んでいる子どもの安全を気にかけて、地域で見守りましょう。
- 定期的に防犯パトロールをしましょう。(再掲)
- 子ども110番に協力しましょう。(再掲)
- 不審者を見たら警察に通報しましょう。
- 道路や施設で危険な箇所を見つけたら通報しましょう。
- ふだんから地域の民生委員さんなど役員さんとの連携を取り合いましょう。

(4) 評価指標と目標値

評価指標	現状値	目標値
		平成21年度
近くに安心して遊べる場がある就学前児童の割合	43.1%	増やす
地域の人から声をかけられることがある保護者の割合 (再掲)	(就学前児童の保護者)	95%
	(小学校児童の保護者)	95%

第6章 心身ともに健全な次代の親をはぐくむまちづくり

心身ともに健全な次代の親をはぐくむために必要なこととして、次の4点を掲げました。

1. 生命の大切さを理解し、性に関する正しい知識を身に付けることができる
2. 自ら心身の健康を維持・増進することができる
3. 思春期の子と親が悩みを相談できる
4. 社会の一員としての自覚と責任をもち、自立に向けた準備ができる

1. 生命の大切さを理解し、性に関する正しい知識を身に付けるために

(1) 現状と課題

思春期は、人間の一生の中で、身体面及び精神面における発達が著しい時期であり、この時期の問題及び対応が、将来の結婚生活や健康に大きな影響を与えることから、生涯にわたる健康づくりの基盤として、また、母性、父性を育成するうえで重要な時期です。

しかし、近年、思春期における性行動の低年齢化による人工妊娠中絶や性感染症の増加等の傾向が見られることから、生命を大切にす教育や望まない妊娠や性感染症を防ぐための性教育の重要性が指摘されています。

本町でも、現在学校教育の中で、生命を大切にす教育や子どもの発達段階に応じた性教育等が行われていますが、子どもたちが健やかに思春期をおくるためには、家庭、学校、地域等が連携して、学校で行われている思春期健康教育をさらに充実させるとともに、親をはじめ周囲の大人が子どもをサポートできる体制づくりをしていく必要があります。

また、様々なメディアから流される性に関する情報が、思春期の性行動の引き金になるケースがあることも指摘されており、有害な情報から子どもたちを守ることも必要です。特に、近年はインターネットや携帯電話の普及により、興味本位でいわゆる有害サイトにアクセスし、性犯罪等に巻き込まれるケースも発生しています。IT時代に生きる子どもたちにとって、インターネットの利便性を享受することは不可欠ですが、親をはじめとする大人の新たな責任として、子どもたちにその危険性を十分認識させ、その利用には自己責任が伴うことを教えることが重要です。

(2) 行政の今後の取組

1. エイズなど性感染症の情報提供と予防の啓発

エイズなど性感染症の危険性や感染の実態に関する情報提供と感染予防の啓発に努めます。

2. 学校における性教育等の充実

小学校では、発達段階に応じた指導計画を立案し、体育科や総合的な学習の時間の中で、生命の大切さ・尊さを理解する教育を実践し、自他の生命の大切さに気づき、適切な行動がとれるよう指導の充実に図ります。

また、中学校・高等学校では、保健体育科・家庭科や保健師等による出前講座で、人間の性に対する基礎的・基本的事項を正しく理解させ、自己の性に対する認識をより確かにさせるとともに、望まない妊娠や性感染症を防ぐための正しい知識の習得など、性教育の充実に図ります。

3. 乳幼児とのふれあい体験の推進

生命の尊さを知り、自分も親に愛されているという実感を得られるよう、中学生を対象に育児体験学習の充実に図り、男女ともに乳幼児に接する機会や子育てに関する学習機会を増やします。

(3) 家庭や地域でできること(行動目標)

【家庭でできること】

- 思春期の子どもとしっかり向き合い、きちんとした言葉によるコミュニケーションをとりましょう。
- 日頃から悩みや心配事を話し合えるように、親子・家族のふれあいを大切にしましょう。
- 自分が大切に育てられたことを親から聞きましょう(親は子どもに話しましょう)。
- 子どもの携帯電話の所持にあたっては、通話時間や通話料の抑制などの約束事を決め、常に注意を怠らないようにしましょう。
- インターネットの健全な利用を親子で考えましょう。

【地域でできること】

- 思春期のうちから乳幼児とふれあえる機会を設けましょう。
- 日頃から地域ぐるみであいさつができる環境をつくりましょう。
- 有害環境の浄化に取り組みましょう。

(4) 評価指標と目標値

評価指標	現状値	目標値
		平成21年度
周囲の人から大切に思われていると感じている子どもの割合	-	増やす
赤ちゃんにふれあう機会がある生徒の割合		
(中学3年生男子)	28.0%	35 %
(中学3年生女子)	53.0%	60 %
(高校3年生男子)	30.1%	35 %
(高校3年生女子)	52.8%	60 %
家族から生まれた頃や幼かった頃の話聞いたことがある生徒の割合		
(中学3年生)	84.3%	90 %
(高校3年生)	90.6%	95 %

現状値は、平成14年7月に実施した健康生活についてのアンケート調査結果

2．自ら心身の健康を維持・増進するために

(1) 現状と課題

思春期には、性に関する問題行動以外にも、過度のダイエット、夜更かし、薬物乱用、喫煙・飲酒等の問題行動が男女の健康をむしばんでいることが指摘されています。思春期の子どもたちがこれらの健康被害について理解し、適切な行動がとれるようにするため、学校、家庭、地域が一体となって教え、見守ることが重要です。

また、家庭の問題や自らの学業、学校環境、課外活動、人間関係などから発生する悩みやストレスに対処できる心の健康づくりは極めて重要です。特に、思春期は身体的にも精神的にも大きく揺れ動く時期で、不登校、家庭内暴力、ストレスによる摂食障害など、様々な心の問題がクローズアップされています。この時期の子どもたちは精神的に不安定なことを、親や教師をはじめ周囲の大人たちが理解し、しっかりと見守っていく中で子どもたちとの信頼関係を構築することが必要です。

(2) 行政の今後の取組

1．健康診査・体力測定の充実

子ども自ら、自己の身体や健康の状態を把握・確認しながら健康管理ができるよう、健康診査・体力測定の実施を図ります。

2．学校における健康教育の充実

小学校の体育科、中学校・高等学校の保健体育科における保健学習や関連教科、学級活動・ホームルーム活動を中心とした保健指導を充実させ、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎を培うとともに、薬物乱用・飲酒喫煙防止教育等、健康教育の充実を図ります。

3．食に関する生涯学習の場の提供

思春期の健康管理と将来の生活習慣病予防等、食の重要性に鑑み、「食」に関し学び考える生涯学習の場を提供していきます。

4．外食等栄養成分表示の普及啓発

ふだんからバランスのよい食事を心がけられるよう、外食等栄養成分表示の普及啓発を推進します。

5．余暇活動の推進

単なる休養やストレスコントロールのための余暇活動というにとどまらず、各自の目的に応じ、自己の可能性を試し、新しい自分を発見する場としての余暇活動の推進を図ります。

6．喫煙・飲酒・薬物乱用による健康への影響の情報提供・啓発

未成年者の喫煙・飲酒・薬物乱用を防止するため、それらの健康への影響について正しい情報提供と啓発を行います。

(3) 家庭や地域でできること(行動目標)

【家庭でできること】

- 子どもの前でたばこを吸わないようにしましょう。
- 未成年者に酒を勧めないようにしましょう。
- 朝食をきちんと食べましょう。
- 思春期の心と体について学びましょう。
- 悩みを一人で抱え込まないで、友達や周りの人に相談しましょう。
- 子どもの日没後や深夜にわたる無断外出には厳しく注意しましょう。(再掲)

【地域でできること】

- 地域ぐるみで「朝食を食べる運動」を推進しましょう。
- 子どもが利用する施設は禁煙にしましょう。
- PTA活動や地域の会合等を利用して、子どもの飲酒・喫煙に対する態度・容認度を改善していきましょう。
- 未成年者の飲酒や喫煙を見たら厳しく注意し、たばこや酒類の未成年者への販売規制に協力しましょう。
- 思春期の子どもがもつ悩みを理解し、ゆっくりと見守りましょう。

(4) 評価指標と目標値

評 価 指 標	現 状 値	目 標 値
		平成21年度
朝食を毎日食べている生徒の割合 (中学3年生) (高校3年生)	72.6%	85 %
	84.5%	90 %
喫煙経験のある生徒の割合 (中学3年生男子) (中学3年生女子) (高校3年生男子) (高校3年生女子)	19.2%	減らす
	12.0%	減らす
	38.7%	減らす
	12.4%	減らす
飲酒経験のある生徒の割合 (中学3年生男子) (中学3年生女子) (高校3年生男子) (高校3年生女子)	51.6%	減らす
	47.6%	減らす
	84.4%	減らす
	73.3%	減らす

現状値は、平成14年7月に実施した健康生活についてのアンケート調査結果

3．思春期の子と親が悩みを相談できる体制を整えるために

(1) 現状と課題

不登校、家庭内暴力、摂食障害など、思春期に発生する様々な心の問題を抱えた子どもと、問題を抱えた子どもに向き合うことで悩みを深める親たちがそれぞれに悩みを相談できる体制づくりが求められています。

思春期の心の相談は学校のスクールカウンセラーによる対応のほか、主に県の健康福祉事務所やこどもセンター等で実施されていますが、相談の専門家不足や、県内の医療機関での相談・治療体制についての情報把握が不十分であるという問題もあり、今後ますます増加・複雑化が予想される相談に対し十分な対応ができるよう、体制整備を図る必要があります。

本町では、平成16年度から、小児科医、心療内科医、大学教授、臨床心理士や教育関係者等で構成される「稲美町心の健康支援センター」を開設し、悩みをもつ子と親の人格的支援を重視した相談・支援活動を行うとともに、各種相談機関のネットワーク化を図っています。

(2) 行政の今後の取組

1．「稲美町心の健康支援センター」事業の充実

「稲美町心の健康支援センター」において、思春期の心の問題に対応できる専門的な知識や技術をもった担当者の確保を図るとともに、相談から医療まで適切に対応できるよう、学校、医療機関、健康福祉事務所、こどもセンター等関係機関との連携強化に努めます。

また、心の健康支援を地域の互助によって行えるよう、地域のボランティア団体との連携を大切にするとともに、地域の互助では対応できない家庭への介入的サービスシステムなど、新しい支援システムの構築に努めます。

2．スクールカウンセラーの充実

生徒の思春期における様々な心の問題にも対応できるスクールカウンセラーを配置し、カウンセリング体制の充実を図ります。

(3) 家庭や地域でできること(行動目標)

【家庭でできること】

- 各種相談窓口を気軽に利用しましょう。
- 近所づきあいを通じて日頃から地域の情報交換に努めましょう。
- 子育てについて話し合える場に参加しましょう。
- 学校行事に積極的に参加して、子どもの学校での様子にも関心を持ちましょう。

【地域でできること】

- 親同士で話ができる仲間づくりをしましょう。

(4) 評価指標と目標値

評価指標	現状値	目標値
		平成21年度
スクールカウンセラーの人数	2人	3人
不登校児童生徒の出現率(再掲)	(小学生)	0.2%
	(中学生)	1.8%
		0%

4．社会の一員としての自覚と責任をもち、自立に向けた準備を進めるために

(1) 現状と課題

近年、経済的な生活の豊かさを背景に、親から自立しない(できない)若者の存在が指摘されており、次代の親となる前提として、まず、社会の一員としての自覚と責任をもって自立の準備ができる教育が求められています。

また、若年の雇用情勢が依然として厳しい中、フリーターの増大に加えて、新たに若年無業者「ニート」の増加が問題となっています。これに対しては、労働意欲の低下を指摘する考えもありますが、むしろ働くことの意味や目的を必要以上に考えてしまい、結果的に立ち止まっている若者像が浮かんできます。国においても、「人間力の回復」などとして、ニートに対する就職支援策が検討されていますが、子どもの時から家庭や地域で、働くことの喜びや大切さを伝えながら、大人になる前の早い段階からの職業体験教育を行うことが重要です。

ニート：「Not in Education, Employment or Training」の頭文字(NEET)による造語で、学生でもなく、職業訓練もしていない無業者のこと。仕事をせず、就職意思がない点でフリーターと区別される。

(2) 行政の今後の取組

1．子どもの自立促進に向けた教育の充実

子どもが社会のしくみを知り、将来、社会の一員としての責任と自覚をもって自立できるよう、家庭や地域とも連携をとりながら、「生きる力」をはぐくむ教育の充実を図ります。

2．職業体験の拡充

現在、中学2年生で行っている職業体験学習「トライやるウィーク」の機会の拡充を図るとともに、地域に対し、子どもの職場体験への協力と理解を求めていきます。

3．ボランティア活動の促進

子どもの社会性を養うという観点からも、子どもの時からのボランティア活動を促進するとともに、特に、中学・高校・大学生が子どもたちとふれあえるボランティア活動の機会充実を図ります。

(3) 家庭や地域でできること(行動目標)

【家庭でできること】

- 親自ら、働くことや子育てをすることの喜びや大切さを子どもに伝えていきましょう。
- 家庭内での手伝いなど、子どもにも家庭の中での役割分担をしましょう。
- 親も子どもボランティア活動に参加しましょう。
- 子どもの成長に合わせた親離れ、子離れを考えていきましょう。
- 子どもは社会のしくみを知り、社会の一員としての自覚をもちましょう。

【地域でできること】

- 子どもたちのよき手本となる地域づくりを考えましょう。
- 子どもたちの職業体験や職業訓練の場を提供しましょう。
- 絵本の読み聞かせや、夏休みのイベントへの協力など、中学・高校・大学生が子どもたちとふれあえるボランティアの機会を設けましょう。

(4) 評価指標と目標値

評価指標	現状値	目標値
		平成21年度
職業体験に参加して有意義だと感じた中学生の割合	-	増やす
ボランティア活動に参加したことがある中学生の割合	-	増やす

第7章 計画の実現のために

1．育児の社会化に向けた気運の醸成

町民一人ひとりが子育てと子育て支援の重要性を理解し、それに関する取組を実践・継続していけるよう、「広報いなみ」や町ホームページ上で本計画内容を公表し、地域への計画内容説明会を実施するなど、町民への周知徹底を図るとともに、わかりやすい「標語」を募集・考案し、多くの場に掲示するなど、あらゆる手段、機会を利用して、子育て支援に取り組もうとする町民や地域の気運を高めていきます。

2．関係機関等との連携・協働

子育てに関わる施策分野は、福祉だけでなく、保健、医療、教育、就労等、多岐にわたっているため、地域福祉課が中心となり、これら庁内関係各部門との連携を図りながら、計画を推進していきます。

また、計画の実施にあたっては、保育所、幼稚園、学校やPTA、社会福祉協議会、医師会、歯科医師会、ボランティア団体、民生委員・児童委員等との連携はもちろん、自治会など、地域組織とも連携を図りながら、協働の子育て支援に努めます。

さらに、子育て支援施策については、児童手当をはじめとして国や県の制度に関わる分野も多いことから、これら国、県の関係各機関との連携を図っていきます。

3．計画の進捗管理

計画の推進にあたっては、地域福祉課が事務局となり、毎年度、関連機関・団体と連携をとりながら、計画の実現に向けて進捗状況の把握、点検及び評価を行い、必要に応じて各種施策の見直しを行っていきます。

稲美町次世代育成支援対策行動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 保護者が子育ての意義について理解が深められ、子育ての喜びを実感されるよう、子育て支援に関する施策及び事業を計画的に実施するための行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するため、稲美町次世代育成支援対策行動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員)

第2条 委員会は、15人以上の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 福祉、保健・医療、教育等次世代育成支援対策に関係する者
- (3) 住民の代表

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長1名、副委員長1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第5条 委員会は、必要があると認めるときは委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、また、必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成17年3月31日に限り、その効力を失う。
- 3 第1回委員会は、第4条の規定にかかわらず、町長が招集する。

稲美町次世代育成支援対策行動計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

所 属	氏 名
大学助教授	兵庫大学 添田久美子
医師	小児科医師 桃田 哲也
小学校 P T A	天満南小学校 大崎 佳苗
幼稚園	園代表 岩本 美幸
保育園	園代表 松田奈津子
母子保健関係	保健師 真邊 和弘
子育て活動関係者	子育てボランティア 田部百合子
	子育て学習センター 藤本 庸子
	児童館 坂本 恭子
	ファミリーサポーター 井上美知子
民生委員児童委員協議会	主任児童委員 平井 淑恵
企業関係者	六甲バター株式会社 市村 まり
商工会青年部	山口材木店 山口 恭平
社会福祉協議会	村下 有美
公募委員	前田 庸子
地域福祉課	課長 松田 和良
	福祉グループリーダー 中谷 友子
	福祉グループ 浦井 洋平
	児童館 竹元かおる
	子育て学習センター 壁谷八寿子

(は委員長、 は副委員長)

いなみ子どもいきいきプラン2005

- 稲美町次世代育成支援行動計画 -

平成17年3月

発行 : 稲美町
〒675-1115 兵庫県加古郡稲美町国岡1 - 1
TEL : 0794-92-1212(代)
FAX : 0794-92-8030

編集 : 稲美町健康福祉部地域福祉課
